

吉川市水防センター等整備検討委員会設置規則をここに公布する。

令和4年9月20日

吉川市長 中原 恵人

吉川市規則第54号

吉川市水防センター等整備検討委員会設置規則

(設置)

第1条 国土交通省江戸川河川事務所が整備を進めている吉川市河川防災ステーションに建設を予定している水防センターについて、市が建設規模、設置する諸室等及び河川防災ステーションを含めた平時の利活用について検討するに当たり、広く意見を募るため、吉川市水防センター等整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 水防センターの建設に係る基本的方向性
- (2) 水防センター及び吉川市河川防災ステーション上面の平時における利活用の基本的方向性
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 八子新田自治会、鍋小路自治会及び深井新田自治会の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 市長が指定する市民団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、市長が招集する。

(関係者の出席等)

第7条 市長又は委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。